

平成30年3月30日  
総合政策局公共事業企画調整課

## 低騒音型・低振動型建設機械の指定について

国土交通省では、建設工事に伴う騒音・振動対策として、騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を低騒音型建設機械及び低振動型建設機械として指定を行っております。今回、平成30年3月30日付で、別表に示すとおり低騒音型建設機械として44型式、低振動型建設機械として2型式の指定を行いました。

上記型式指定は、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の利用を促進し、もって建設工事の現場周辺の生活環境の保全と建設工事の円滑な施工を図ることを目的として定めた「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき、平成9年から実施しているものです。

### ◆【低騒音型・低振動型建設機械指定状況】

		前回までの指定	今回指定	累計
低騒音型建設機械	型式数	6,205	44	6,249
低振動型建設機械	型式数	30	2	32

指定建設機械の一覧は国土交通省のホームページへ掲載しています。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

(問合せ先)

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室 大槻、中根  
TEL：03-5253-8111（内線24921、24554） 03-5253-8271（課内直通）  
FAX：03-5253-1551